

# 【障がい児通所・入所向け】

## 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に伴う加算等の届出について

令和3年4月より障害福祉サービス等の報酬算定構造が変わります。

そのため、現在、下記1に該当する事業所においては、加算等の届出を行っていただく必要がありますので、関係書類の提出をお願いします。

なお、締切内にご提出いただかなかった場合は、令和3年4月以降のサービス提供分の報酬の支払いが遅れる可能性がありますので、必ずご提出ください。

### 1. 対象サービス

#### (1) 必要に応じて加算等の届出が必要なサービス

##### 児童発達支援、放課後等デイサービス

(児童指導員等加配加算(Ⅱ)を算定していた事業所で、加算(Ⅱ)の廃止に伴い専門的支援加算を算定する事業所)

#### (2) 令和3年4月より、新しい加算の算定を開始する場合又は加算が変更になる場合

##### 児童発達支援、放課後等デイサービス、福祉型障がい児入所施設、医療型障がい児入所施設

大幅な報酬改定があるサービス(抜粋)

障がい児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書 添付書類一覧表

●必須 ○加算の届出を行う場合のみ

| 様式  | サービス種別  | 障がい児通所支援 |            |             |             | 障がい児入所施設 |  | 備考                               |
|-----|---|----------|------------|-------------|-------------|----------|--|----------------------------------|
|     |   | 児童発達支援   | 放課後等デイサービス | 福祉型障がい児入所施設 | 医療型障がい児入所施設 |          |  |                                  |
| 第1号 | 障がい児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書                               | ●        | ●          | ●           | ●           |          |  |                                  |
| 別紙1 | 障がい児通所給付費に係る体制等状況一覧表  | ●        | ●          |             |             |          |  |                                  |
| 別紙2 | 障がい児入所給付費に係る体制等状況一覧表  |          |            | ●           | ●           |          |  |                                  |
| 別紙3 | 勤務形態一覧表   | ●        | ●          | ●           | ●           |          |  |                                  |
| ①   | 児童指導員等加配加算及び専門的支援加算に関する届出書                                  | ○        | ○          |             |             |          |  | 児童指導員等加配加算(Ⅱ)の廃止、専門的支援加算の新設      |
| ②   | 小規模グループケア加算   |          |            | ○           | ○           |          |  | 加算を算定する場合のみ                      |
| ③   | 小規模グループケア加算(サテライト型)   |          |            | ○           |             |          |  | 加算を算定する場合のみ(新)                   |
| ④   | 強度行動障がい児特別支援加算  |          |            | ○           | ○           |          |  | 加算を算定する場合のみ(新)(医療型入所の追加)         |
| ⑤   | 報酬算定区分に関する届出書(児童発達支援)<br>※児童発達支援センター、主に重症心身障がい児を対象とした事業所を除く | ○        |            |             |             |          |  | 区分が変更になった場合                      |
| ⑥   | 報酬算定区分に関する届出書(放課後等デイサービス)<br>※主に重症心身障がい児を対象とした事業所を除く        |          | ○          |             |             |          |  | 区分が変更になった場合(4区分→2区分への変更に伴うものは不要) |
| ⑦   | 別添 医療的ケア区分に応じた基本報酬の算定に関する届出書(障がい児通所支援)                      | ○        | ○          |             |             |          |  | 医ケア基本報酬を算定する場合のみ(新)              |
| ⑧   | 看護職員加配加算(障がい児通所支援)  | ○        | ○          |             |             |          |  | 算定要件の見直し<br>加算対象は重心事業所のみ         |
| ⑨   | 看護職員配置加算(福祉型障がい児入所施設)                                       |          |            | ○           | ○           |          |  | 算定要件の見直し                         |
| ⑩   | ソーシャルワーカー配置加算   |          |            | ○           | ○           |          |  | 加算を算定する場合のみ                      |

# 【障がい児通所・入所向け】

## ※放課後等デイサービスの報酬区分について

基本報酬の区分が現行の4区分から2区分への改定に伴い、県で一律以下の取り扱いを行います。(届出は不要です)

●現在、区分1の1又は2の1で届出を行っている事業所

⇒**区分1 (放デイのサービス提供時間が3時間以上)**

●現在、区分1の2又は2の2で届出を行っている事業所

⇒**区分2 (放デイのサービス提供時間が3時間未満)**

ただし、サービス提供時間の変更により、4月1日からの区分が変わる場合は、届出が必要となります。

## 2. 提出締切日 **令和3年4月15日(木) <<必着>>**

## 3. 提出先及び提出書類

### 障がい児通所支援及び障がい児入所施設施設

| 事業所の所在地  | 提出先   |
|--|---|
| 北九州市、福岡市、久留米市を除く県内市町村<br>(※久留米市に所在する指定障がい児入所施設を含む)   | 福岡県障がい福祉サービス指導室指定係<br>TEL:092-643-3312<br>812-8577 福岡市博多区東公園7-7 |
| 提出書類   |   |
| ①障がい児(通所・入所)給付費算定に係る体制等に関する届出書(様式第1号)<br>②障がい児(通所・入所)給付費の算定に係る体制等状況一覧表(別紙1または2)<br>③従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(別紙3)<br>④別紙様式(加算に合わせて提出)<br>※今回、改正された様式は①～④の仮番号になっています。<br>従来の加算については、そのまま使用してください。<br>⑤その他添付書類 |   |

※北九州市、福岡市、久留米市内の事業所は各市の障がい福祉主管課にお問い合わせください。

報酬改定等に伴い、厚生労働省より新たな様式が示されています。

福岡県ホームページに掲載していますので、各事業所でご確認の上、ダウンロードしてください。

### 【福岡県ホームページ掲載場所】

- ・トップページ→テーマから探す→健康・福祉・子育て→障がい福祉→障がい福祉サービス事業所→令和3年度障害福祉サービス等報酬改定について

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/syougaikaitei.html>